

V 留意すべき事項

多様性を認め、画一化しない

- 本報告書で示している圏域設定などの提案は、あくまでも基本的な考え方を示したものの。
- それぞれの地域での多様な展開が望まれる。

地域がもっている負の側面

- 地域社会とのつきあいが煩わしく感じられたり、時として個人の生活に抑圧的にはたらいたりする側面もある。
- 解決のためには、住民の意識が変わることが不可欠であり、人権意識を高めるとともに、機能的団体や地域の外の専門家なども活動に呼び込み、地域を常にかかれた場とすることが重要。

個人情報の取扱い

- 地域における生活課題を発見し、解決につなげていくには、関係者の情報の共有が不可欠。
- 現在、個人情報保護を巡って「過剰反応」といわれる状況が一部にみられる。
- 個人情報保護法は一定のルールの下での個人情報の適切な利用は否定しておらず、行政機関は冷静に判断し、地域福祉の推進に必要な個人情報を積極的に関係機関と共有することが必要。

VI 既存施策の見直しについて

検証と見直しの 観点

- 地域福祉は、従来の福祉の枠を大きく超えるものであり、防犯・防災、教育・文化、住宅・まちづくり等幅広い分野との連携が必要。
- 公的な福祉サービスについても、地域福祉の視点に立ち、制度や運用の弾力化、改善が必要。
- 社会福祉法や民生委員法などで規定されている現行の地域福祉に関する施策についても、新しい地域福祉の推進のため、整合性がとれるよう見直すべき。
- 見直しの視点は以下の3つ。
 - ・ 住民主体を進める。
 - ・ 「新しい支援」の概念に立つ。
 - ・ これからの地域福祉を進める条件に適合する。

地域福祉計画

- 住民主体の地域福祉活動を推進するものとなるよう、次の事項を盛り込むべきではないか。
 - ・ 地域の生活課題の発見方策
 - ・ 圏域の設定
 - ・ 情報の共有
 - ・ 地域福祉活動の担い手や拠点
 - ・ 資金の確保
 - ・ 災害時要援護者への支援 など
- 市町村内に圏域を設定した場合、圏域ごとに「地区福祉計画」を策定し、市町村地域福祉計画に位置づけるべきではないか。
- 住民参加を一層徹底すべきではないか。

民生委員

- 福祉委員等との役割分担の明確化、住民とともに活動しやすい環境の整備をすべきではないか。
- 選任の基盤を拡大し、より幅広い住民に担い手を求めるべきではないか。
- 名称については、役割や時代にマッチした名称の検討も必要との意見があった一方、堅持すべきとの意見もあった。
- 委嘱方式も見直すべきという指摘がある一方、大臣からの委嘱が民生委員自身のやる気につながっているとの意見もあった。

ボランティア活動

- 自己実現意欲を充足し、社会に新たな支え合いを実現するというボランティアの意義を再確認することが必要ではないか。
- 住民たちが日頃の近所づきあいの中で行っている活動もボランティア活動であることを、明確にすべきではないか。
- ボランティアセンターのマッチング機能強化、コーディネーター配置推進も必要ではないか。
- 住民による地域福祉活動を支援する団体として位置付けるべきではないか。

社会福祉協議会

- 新しい地域福祉推進に役立つ組織として、住民主体となる方向で、機能、組織を見直すべきではないか。
- 名称も検討する必要があるという意見があった一方、名称の検討は組織、機能の見直しの結果必要があれば行うものという意見もあった。

福祉サービス利用援助事業

- 判断能力が不十分でサービス利用の能力に欠ける者を支援する事業であり、身近な住民によって発見されたニーズがつながることが重要ではないか。
- 住民の地域福祉活動を支援する事業として、より積極的に活用されるよう見直すべきではないか。

生活福祉資金貸付制度

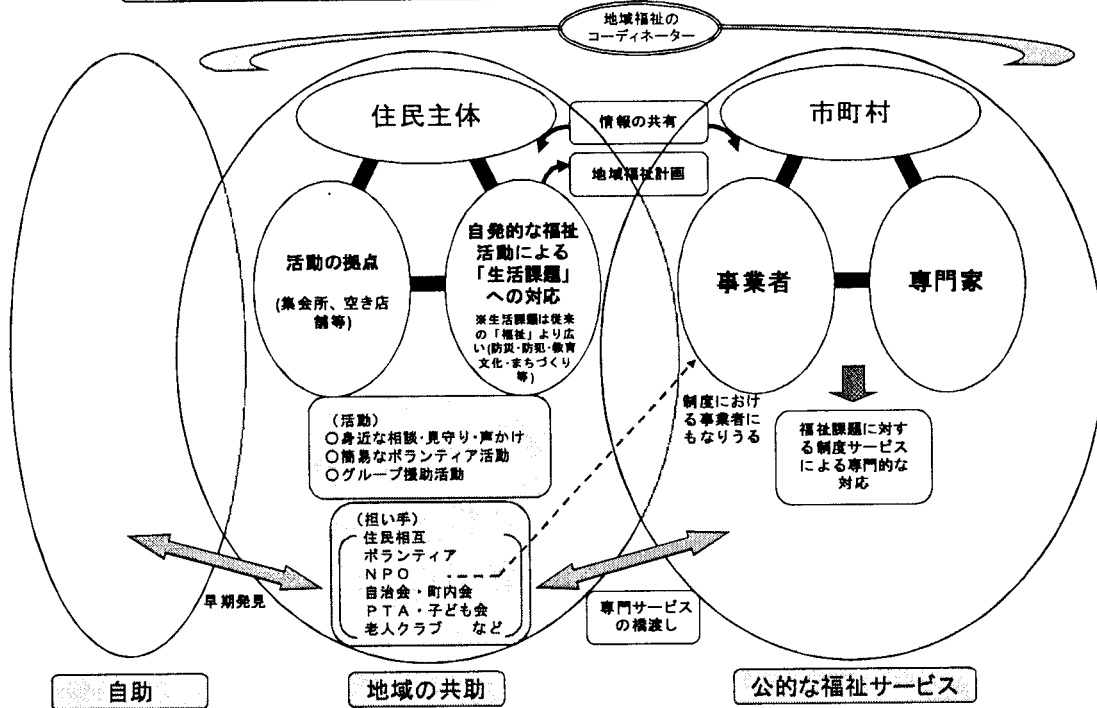
- 低所得者への経済的支援策であり、地域福祉のツールとして明確に位置付ける必要があるのではないか。
- 活用状況について、地域差や制度のPR不足、手続きの煩雑さなどの問題があるのではないか。
- 国民へのPR、名称の検討、総合的相談機能の付加、手続きの迅速化・簡素化、新たな生活課題に即応した資金種類の新設も重要ではないか。

共同募金

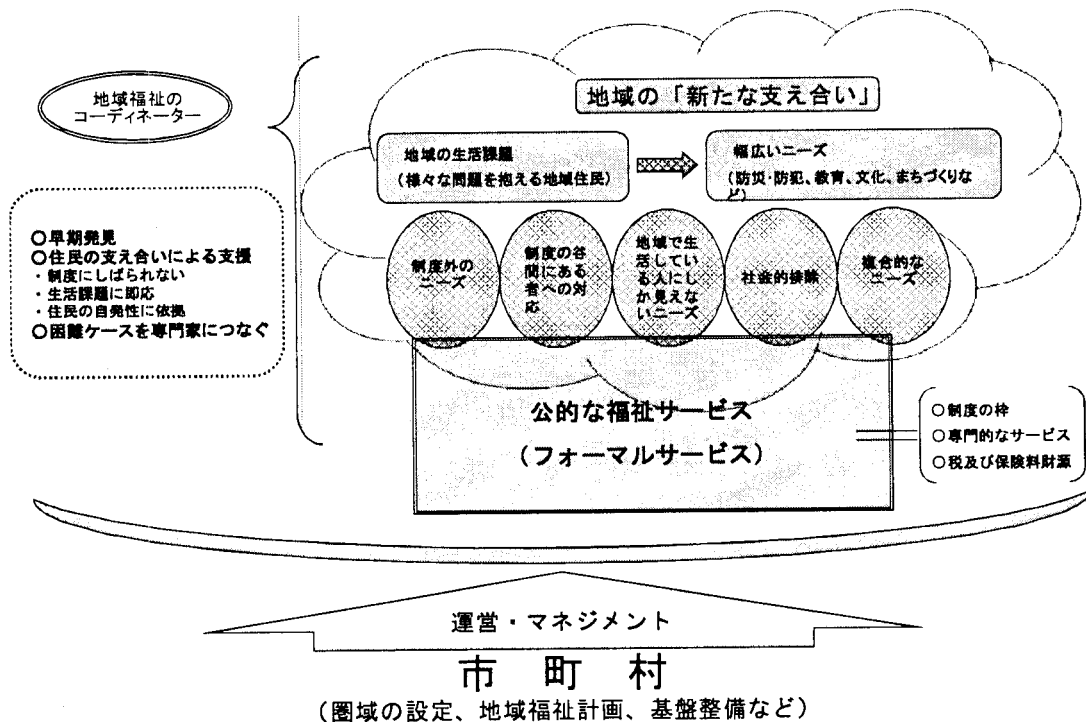
- 民間福祉活動の財源として、大きな役割を果たしてきたが、平成7年度をピークに募金額は減少傾向。
- 地域福祉の観点からは、地域福祉活動の自主財源であることを明確にし、寄付金は、集めた住民が自らの地域福祉活動のために使用することを基本とすべきではないか。
- この観点から、募金集約や配分の仕組み、組織、募金の実施方法も見直すべきではないか。
- より広い年齢層から募金を集めるため、「赤い羽根」を付けるやり方や「共同募金」という名称についても検討すべきとの指摘もあった。

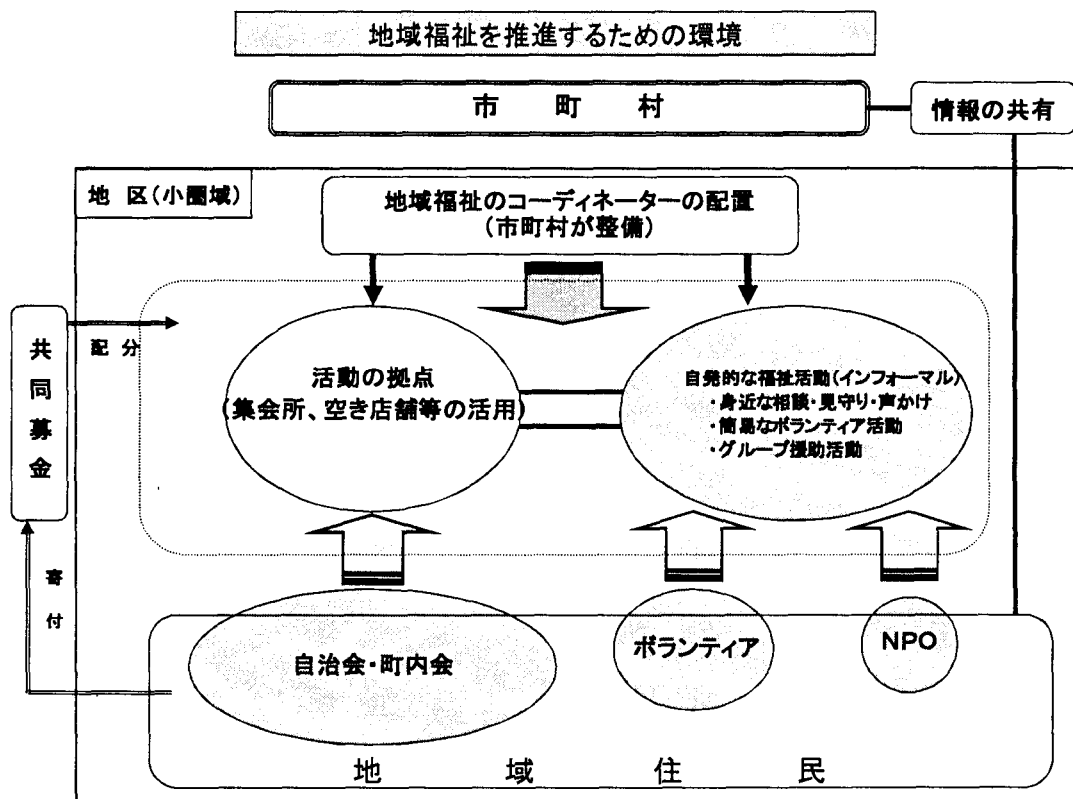
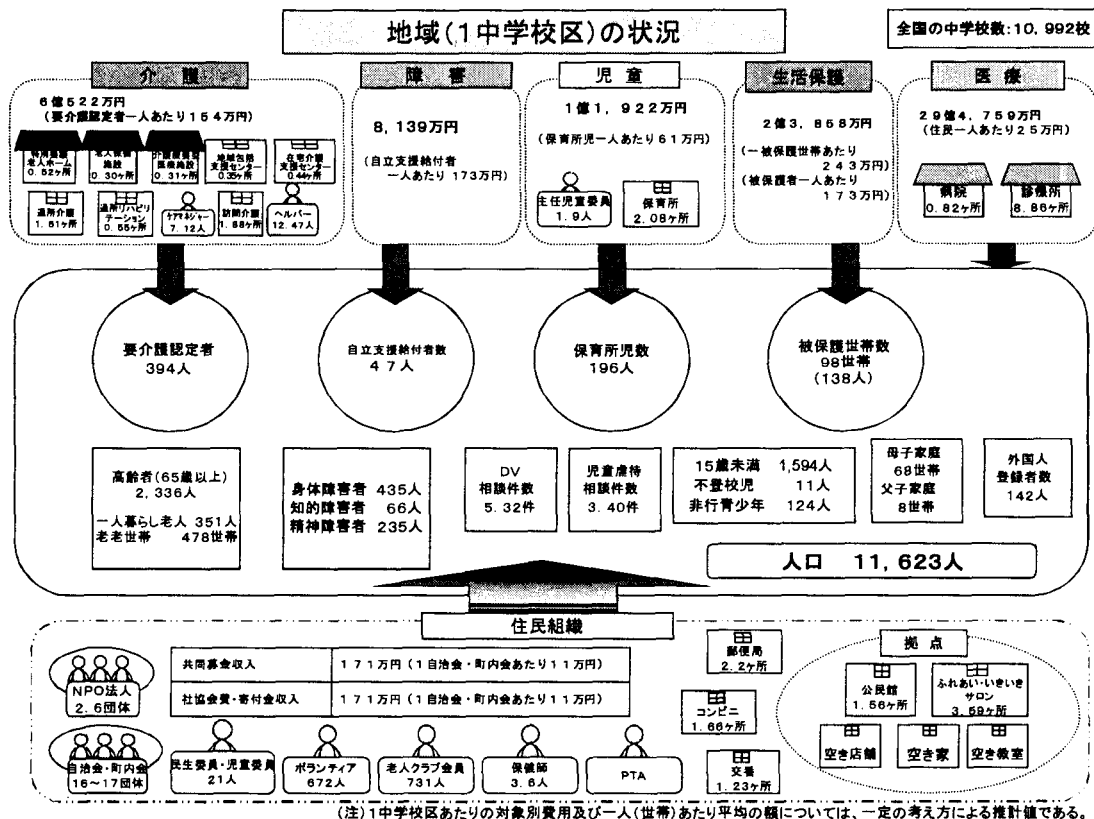
地域における「新たな支え合い」の概念

住民と行政の協働による新しい福祉

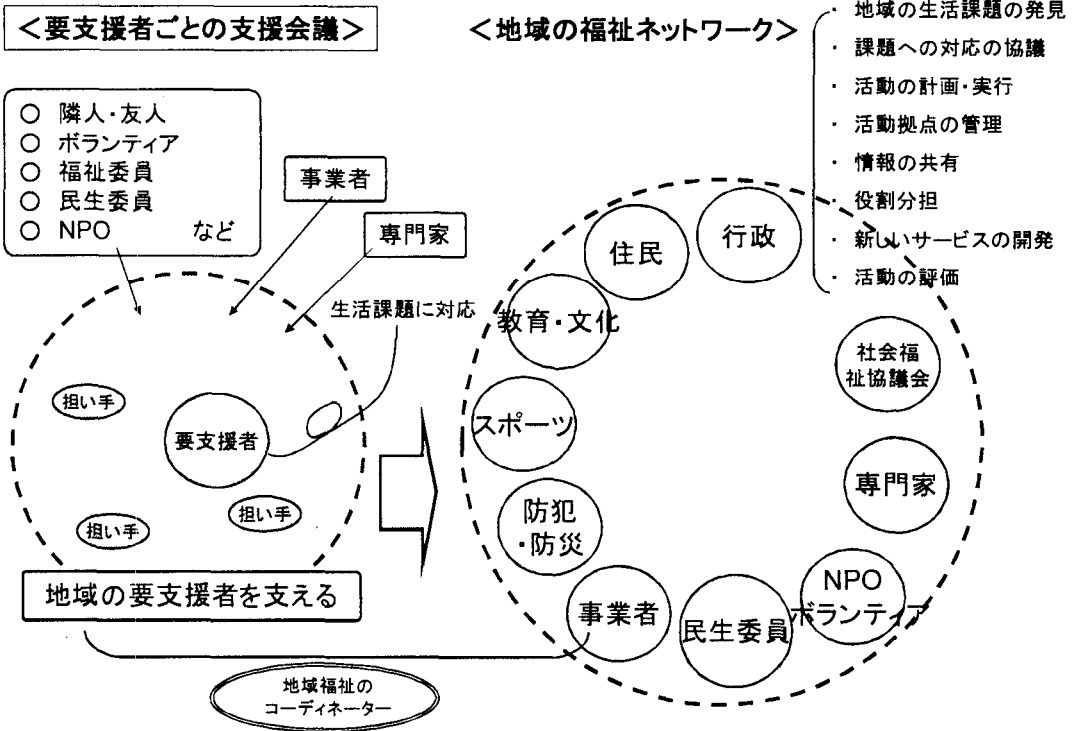


地域における「新たな支え合い」と市町村の役割



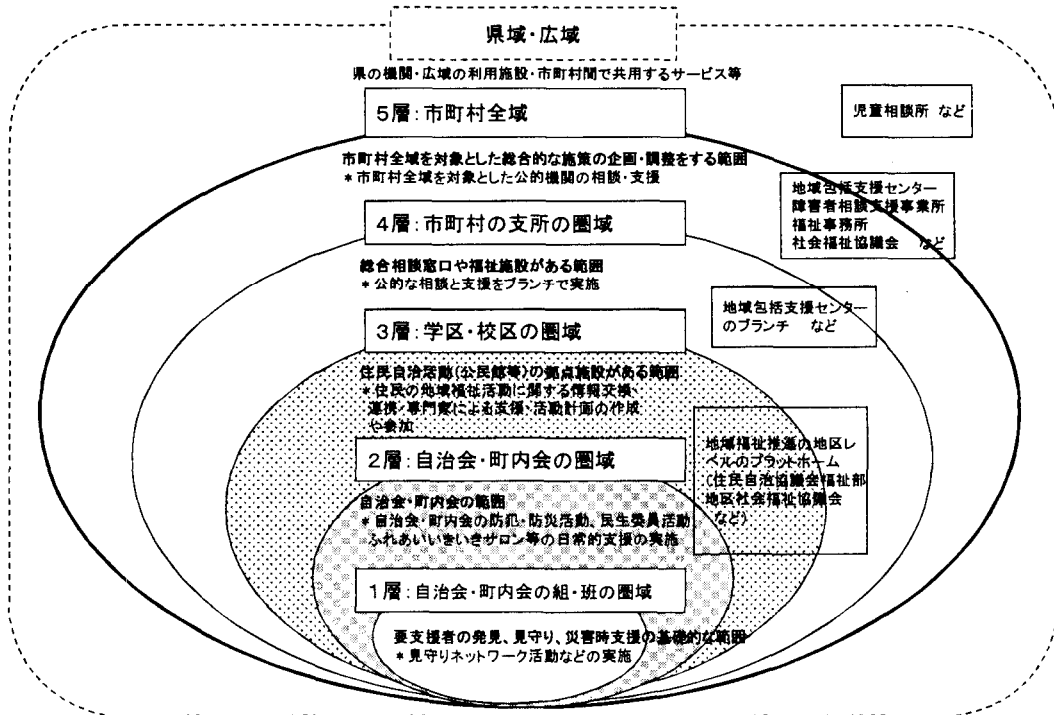


地域における個別の支援と地域の福祉活動の運営のためのネットワーク

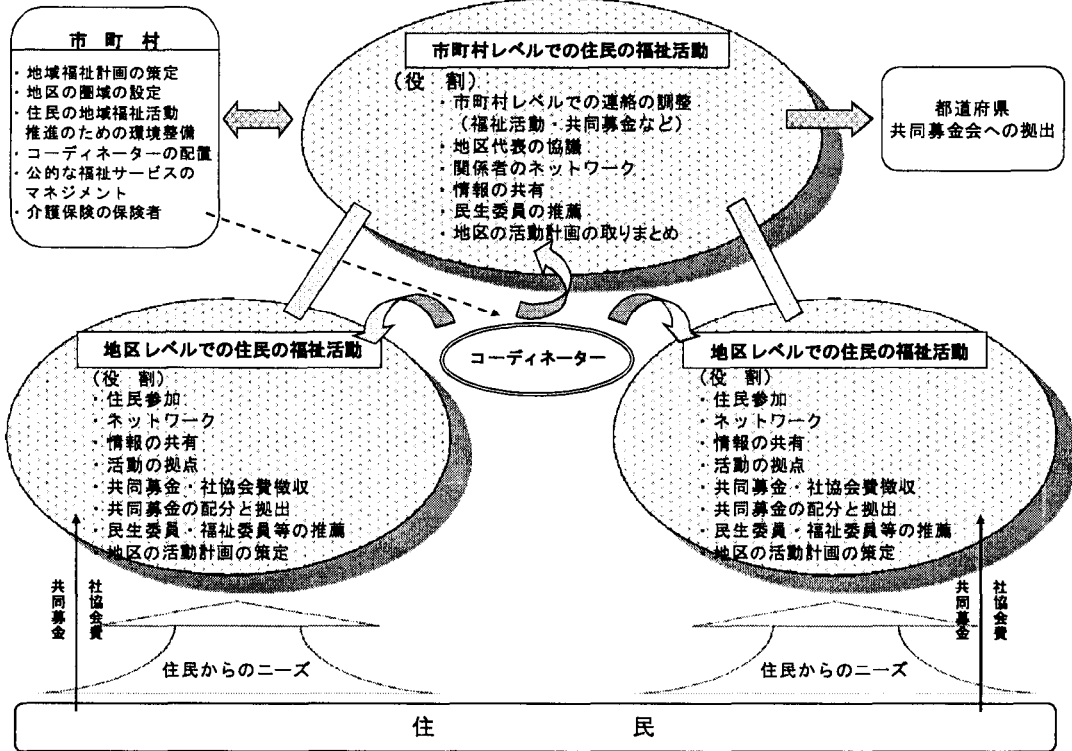


重層的な圏域設定のイメージ

(ある自治体を参考に作成したものであり、地域により多様な設定がありうる)



地区（小圏域）の福祉活動と市町村レベルでの福祉活動との関係



既存施策の見直しについて

1. 防犯・防災、教育・文化、住宅・まちづくり等幅広い分野との連携を図る。

2. 公的な福祉サービスについても、地域福祉の視点に立ち、制度や運用の弾力化、改善を図る。

3. 社会福祉法や民生委員法などで規定されている現行の地域福祉に関する施策について、新しい地域福祉の推進のため、整合性がとれるよう見直す。

見直しの視点

- 住民主体を進める。
- 「新しい支援」の概念に立つ。
- あるべき地域福祉を進める条件に適合する。

現行の地域福祉に関する施策

	現行の地域福祉に関する施策	今後の論点
システム全体	地域福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の設定(「新しい地域福祉」の考え方を中心に策定) ・住民参加の一層の徹底
地域福祉の担い手	民生委員	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員等との役割分担を明確化 ・活動しやすい環境の整備 ・名称の検討 ・推薦方式の検討 ・担い手の確保
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの意義・役割の再確認(自己実現) ・住民の支えあい(共助)がボランティアであることを明確化 ・マッチング機能の強化
関係団体	市町村社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・住民による地域福祉活動を支援する団体として位置づけ ・「新しい地域福祉」の推進に役立つ組織として、機能や組織の見直しを検討 ・名称の検討
活動メニュー	福祉サービス利用援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用の能力に欠ける者への支援 ・相談支援のニーズに応ずることを重視
	生活福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得者への経済的支援策であり、地域福祉のツールとして明確に位置づけ
自主財源	共同募金	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の活動に配分 ・一部を広域の活動のために拠出 ・この観点から組織・方法を見直し
	社会福祉協議会の賛助会費	<ul style="list-style-type: none"> ・会費の拠出者として、運営へ参画

先駆的・試行的事業の実施について

1. 地域福祉活性化事業について

身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において支援を必要とする人々に対し、見守り、声かけをはじめとする福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する役割を担う専任の担当者を市町村に配置するとともに、拠点づくり・見守り活動等の事業費に補助する事業を実施する。

この事業は、奨励的補助金としてモデル的に100市町村において実施することとしている。

1 目的

本事業は、身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において支援を必要とする人々に対し、見守り・声かけをはじめとする福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する役割を担う者を配置するとともに、拠点づくり・見守り活動等の事業を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市区町村とする。

ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉協議会に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

以下の事業を総合的・一体的に実施する。

(1) 「拠り所」づくり事業

いきいきサロン活動やふれあい小地域活動等を実施するため、空き民家や商店街の空き店舗等を活用し活動拠点を整備する。

(2) 専任の担当者の配置

地域づくりのコーディネーターとして、専任の担当者（以下「専任担当者」という）を配置する。この専任担当者は、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの繋ぎ役であり、中学校区等の小地域において地域福祉活動の調整や、関係機関・関係者との調整会議を主宰する。また、住民及び関係者へ、活動の周知を図る等を行う。

(3) 小地域ネットワーク活動の実施

地域住民の見守り・声かけ、サロン活動の実施、関係機関へつなぐ等、必要な支援活動の開発・発展、周知等を実施する。

(4) 相談ネットワーク会議の開催

中学校区程度のエリアの各種相談担当者（地域包括支援センター、医師、弁護士、小地域ネットワーク代表等）の会議、支援困難ケースの検討、情報交換、顔なじみの関係を構築する会議を開催する。

(5) ケース支援調整会議の開催

専任担当者が主宰し、支援担当者（自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人等）による支援目標の共有と役割分担の明確化を行う会議を開催する。

4 専任担当者の資格について

専任担当者は、原則として社会福祉士とする。

ただし、これに準ずる者として、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員としての実務経験がある者、介護支援専門員としての実務経験がある者等相談援助業務の実務経験がある者のうち、市町村が適当と認めた者を充てることができる。

5 補助率

1/2（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4）

※指定都市・中核市が実施主体の場合、国1/2、指定都市・中核市1/2

6 基準額（総事業費）

1事業あたり 6,600千円以内

7 事業実施期間

原則として2年間とする。

2. 自立生活サポート事業について

福祉事務所に生活の困窮を理由に相談に訪れる者のうち、保護に結びつくのは3割程度であり、その他の者は生活保護に至らないボーダーライン者として存在している。これらボーダーライン層が、生活保護へ至ることの防止を図り、自立を支援するため、「自立生活サポート事業」を実施する。

具体的には、市町村に自立支援相談員を配置し、相談に応じ自立支援プランを策定し、そのプランにより、関係機関との調整、連携、橋渡しを行うとともに継続的な支援を実施する。

この事業は、モデル的に100市町村において実施することとしている。

1 目的

本事業は、生活保護までは至らないものの、様々な事由により生活に困窮しているボーダーライン層に対し、自立支援策を講じることにより将来的に生活保護へ至ることの防止を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は市区町村とする。

ただし、地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

(1) 市区町村に自立支援相談員を配置する。

(2) 自立支援相談員は住民の相談に応じ、そのうち支援が必要な者に対し自立支援プランを策定する。この自立支援プランにより、関係機関との調整、連携、橋渡しを行うとともに継続的に支援を実施する。

4 自立支援相談員について

自立支援相談員は、原則として社会福祉士とする。

ただし、これに準ずる者として、福祉事務所の現業員、地域福祉包括支援センターの職員、介護支援専門員、市町村社会福祉協議会の相談員等相談援助業務の実務経験がある者のうち、市区町村が適当と認めた者を充てることができる。

5 補助率

1/2(負担割合：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4)

※指定都市・中核市が実施主体の場合、国1/2、指定都市・中核市1/2

6 基準額(総事業費)

1事業あたり 5,000千円以内

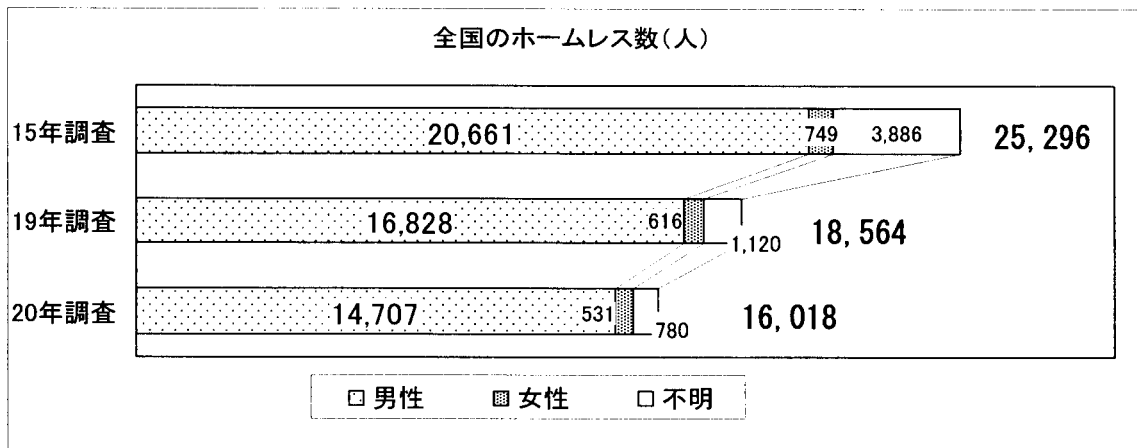
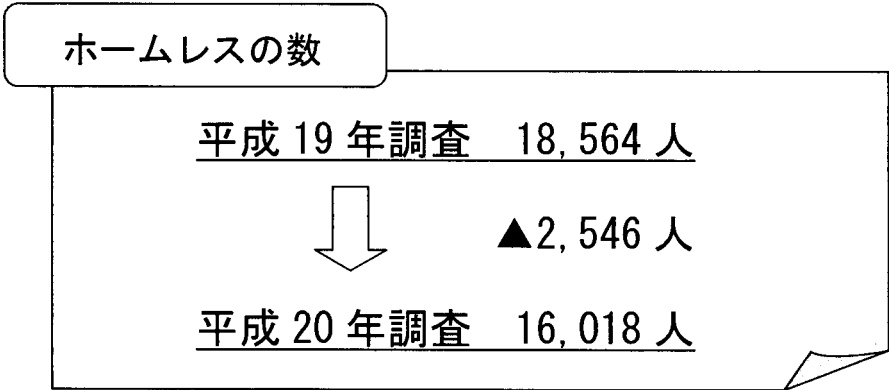
ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果

○調査対象

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第 2 条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」

○調査方法、実施時期

- ・ 全市区町村における巡回による目視調査
- ・ 平成 20 年 1 月



(参考) 都道府県別のホームレス数

都道府県名	20年調査				19年 調査	15年 調査	20-19 増△減	20-15 増△減
	男	女	不明	計				
北海道	129	9	7	145	161	142	△ 16	3
青森県	2	0	0	2	7	16	△ 5	△ 14
岩手県	19	2	2	23	32	18	△ 9	5
宮城県	99	9	2	110	144	222	△ 34	△ 112
秋田県	10	0	0	10	8	13	2	△ 3
山形県	6	1	0	7	11	24	△ 4	△ 17
福島県	24	3	0	27	15	43	12	△ 16
茨城県	73	12	1	86	78	130	8	△ 44
栃木県	78	3	0	81	79	134	2	△ 53
群馬県	94	3	0	97	96	87	1	10
埼玉県	558	18	21	597	781	829	△ 184	△ 232
千葉県	473	29	22	524	594	668	△ 70	△ 144
東京都	3,716	80	0	3,796	4,690	6,361	△ 894	△ 2,565
神奈川県	1,645	39	36	1,720	2,020	1,928	△ 300	△ 208
新潟県	37	1	0	38	51	74	△ 13	△ 36
富山県	22	1	0	23	29	24	△ 6	△ 1
石川県	21	0	0	21	18	22	3	△ 1
福井県	30	2	0	32	41	24	△ 9	8
山梨県	35	0	6	41	42	51	△ 1	△ 10
長野県	11	2	0	13	29	37	△ 16	△ 24
岐阜県	58	6	3	67	59	86	8	△ 19
静岡県	272	9	34	315	370	465	△ 55	△ 150
愛知県	670	33	148	851	1,023	2,121	△ 172	△ 1,270
三重県	60	5	3	68	61	46	7	22
滋賀県	20	0	0	20	32	57	△ 12	△ 37
京都府	338	14	49	401	407	660	△ 6	△ 259
大阪府	3,957	114	262	4,333	4,911	7,757	△ 578	△ 3,424
兵庫県	522	11	42	575	627	947	△ 52	△ 372
奈良県	17	2	0	19	22	14	△ 3	5
和歌山県	60	5	9	74	70	90	4	△ 16
鳥取県	2	0	1	3	6	13	△ 3	△ 10
島根県	4	0	0	4	7	4	△ 3	0
岡山県	60	4	3	67	85	65	△ 18	2
広島県	135	3	0	138	153	231	△ 15	△ 93
山口県	19	2	0	21	23	33	△ 2	△ 12
徳島県	13	0	0	13	33	14	△ 20	△ 1
香川県	17	5	2	24	34	46	△ 10	△ 22
愛媛県	37	3	0	40	25	85	15	△ 45
高知県	20	4	0	24	23	23	1	1
福岡県	921	76	85	1,082	1,177	1,187	△ 95	△ 105
佐賀県	36	7	0	43	41	41	2	2
長崎県	10	1	0	11	30	41	△ 19	△ 30
熊本県	86	4	21	111	110	124	1	△ 13
大分県	35	0	0	35	45	39	△ 10	△ 4
宮崎県	19	2	6	27	35	22	△ 8	5
鹿児島県	50	2	7	59	62	80	△ 3	△ 21
沖縄県	187	5	8	200	167	158	33	42
合計	14,707	531	780	16,018	18,564	25,296	△ 2,546	△ 9,278

